
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第28回：生前贈与された資金の運用に NISAを活用してみませんか

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 生前贈与された資金の運用にNISAを活用してみませんか

生前贈与した資金は
将来のために
使ってほしいな！

それまでの運用は
どうしたらいいのか？



2. NISAとは

上場株式 株式投資信託等	通常の課税	NISA (少額投資非課税制度)	
配当金・分配金	20.315%	非課税	<ul style="list-style-type: none">税金の源泉徴収なし確定申告も対象外
売却益	20.315%	非課税	<ul style="list-style-type: none">売却益への課税なし確定申告も対象外譲渡損失の損益通算不可

2024年からの新しいNISA

非課税投資制度
の恒久化

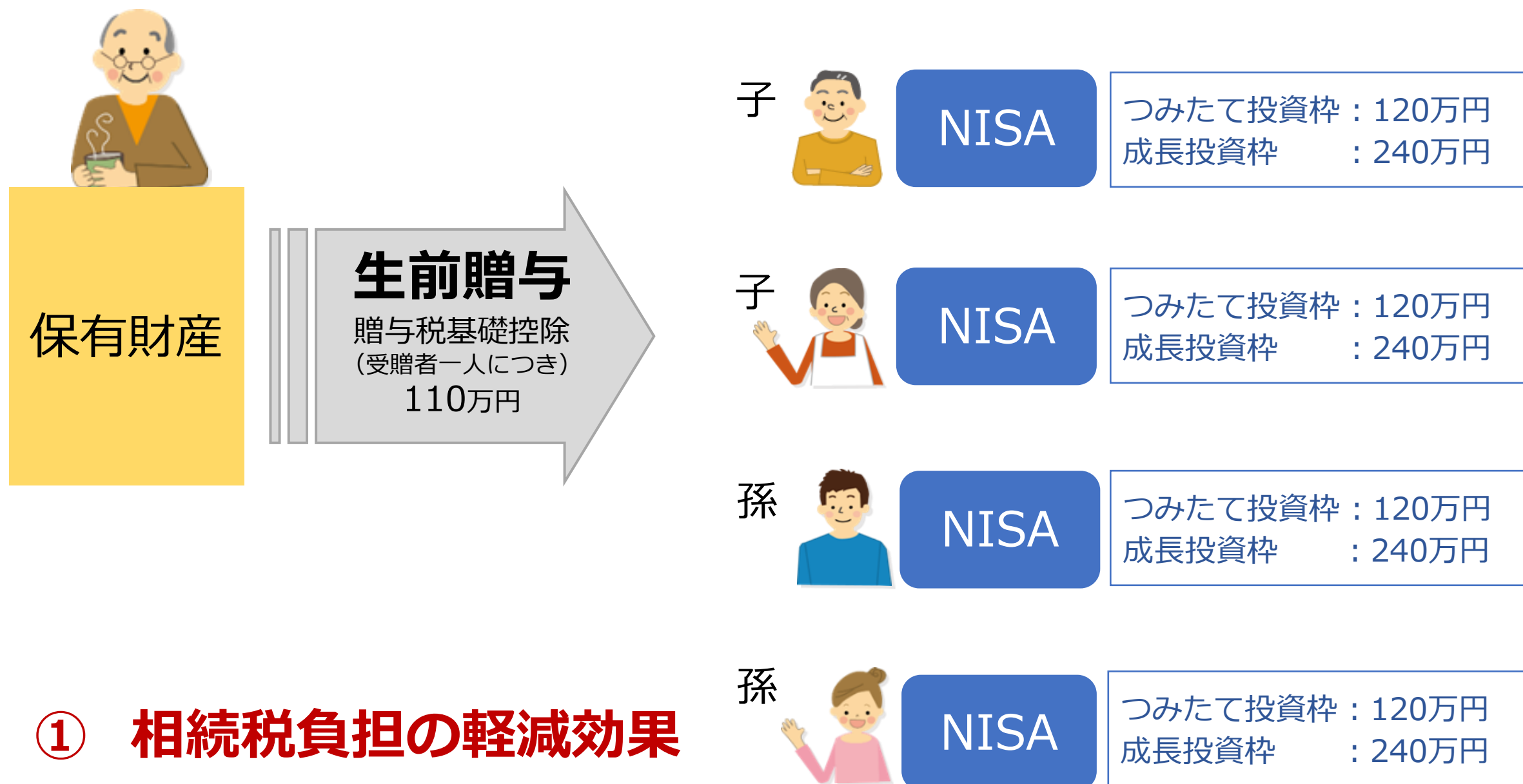
非課税投資枠
の拡大

非課税保有期間
の無期限化

3. 2024年からのNISAとは

利用できる方	1月1日現在18歳以上の方		
非課税投資期間	恒久化		
非課税期間	無期限		
	つみたて投資枠	併用可能	成長投資枠
投資できる商品	積立・分散投資に適した 一定の公募株式投資信託等 〔2023年までのつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式、公募株式投資信託等 〔①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、 高バレッジ型・毎月分配型の投資信託等を除外〕
年間投資限度額	年間 120万円	最大年間 360万円	年間 240万円
非課税保有限度額	1,800万円 （購入金額ベース） ただし、成長投資枠は 1,200万円 まで（購入金額ベース） 売却した場合、非課税保有限度額が減額され、翌年以降再投資が可能		

4. 生前贈与された資金をNISAで運用・管理



- ① 相続税負担の軽減効果
- ② NISA非課税枠の有効活用
- ③ 将来に備えた効果的な資産形成

【 NISAをご利用いただく上でのご留意事項 】

<共通事項>

- NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます。）
- NISA口座における譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当金等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
- NISA口座の年間投資枠（NISA口座で年間に購入可能な金額）は、一度売却しても再利用はできません。また、年間投資枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座の非課税保有限度額（NISA口座で保有できる上場株式等の累計買付金額の上限）は、売却することにより、その金額分の非課税保有額が減少し、翌年以降に減少した分を新たに利用することができます。
- 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額（特別分配金）は、NISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。

<成長投資枠に関する事項>

- 当社成長投資枠でご利用いただける有価証券は、「国内上場株式、外国株式、外株ETF、国内ETF、J-REIT、国内ETN、国内公募株式投資信託」となります。当社では外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債（CB）は取扱いの対象外とさせていただきます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- NISA口座で保有する上場株式等（ETF、REITを含む）の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。なお、外国株式については、「株式数比例配分方式」の制度はありません。

<つみたて投資枠に関する事項>

- 当社のつみたて投資枠でご利用いただける有価証券は、一定の要件を満たし、金融庁に届出がされている「公募株式投資信託」となります。
- つみたて投資枠での商品の購入方法は、累積投資契約に基づいて、予め定められた金融商品を定期的に継続して購入する方法に限られます。
- 非課税投資枠内で積立買付を優先させていただくため、当社における投資信託の分配金の再投資については、当面、課税口座（特定口座・一般口座）での買付けとなります。
- つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

上記ご留意事項は簡略されていますので、詳しくは当社ホームページ又はお取引店にてご確認ください。

【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和6年1月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会